

# 第3章 環境管理システム

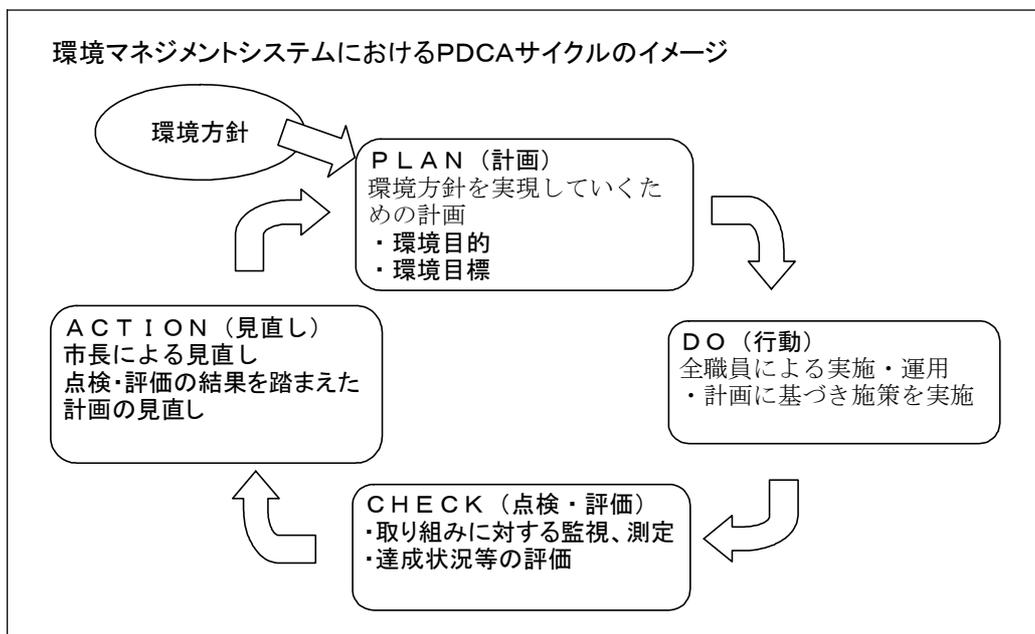
## 1 環境管理システムの運用状況（ISO14001）\*

### (1) 掛川市環境マネジメントシステム（EMS）

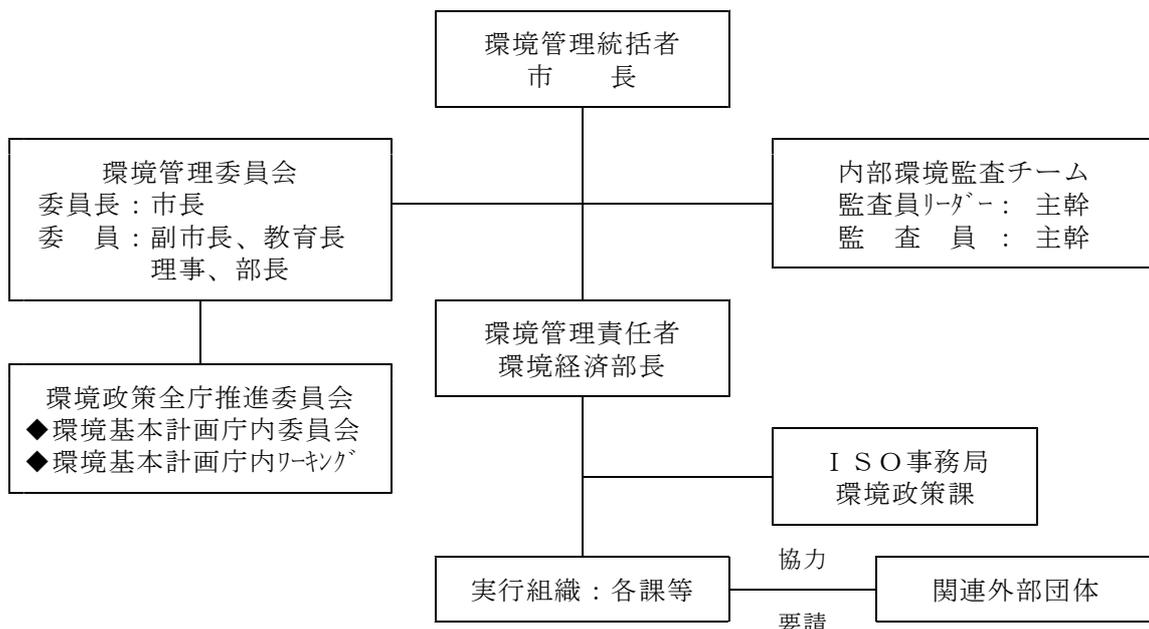
#### ア 概要

環境基本計画、地球温暖化防止実行計画（スマート・オフィス・プラン）の計画的かつ効果的な進行管理を行うため、掛川市役所では平成16年7月に本庁舎のISO14001の認証を取得し、「掛川市環境マネジメントシステム」を運用しています。

環境マネジメントシステム（以下EMS）は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（点検・評価）→ Action（見直し）というサイクルに基づき取り組みを行うことにより、市役所の活動に伴う環境への影響について継続的に改善していくシステムです。



#### イ 環境マネジメントシステムの推進体制



## ウ 掛川市役所の事務・事業における環境改善のための行動方針（環境方針）

環境方針とは、掛川市役所が行う事務・事業について、環境に関わる取り組みの最終的な到達点となるものです。

各職員は、この環境方針と各自の業務との関連性を把握し、日常業務において環境改善のための取り組みを実施しています。

## 2 掛川市地球温暖化防止実行計画（スマート・オフィス・プラン）\*

### (1) 目的

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、市が率先して自らの事務・事業に伴い排出される温室効果ガスを削減することで、市民・事業者等の温室効果ガス削減に向けた取り組みの啓発につなげていくことを目的として策定しました。

### (2) 策定期間

平成18年3月策定 平成18年7月改訂 平成22年12月改訂

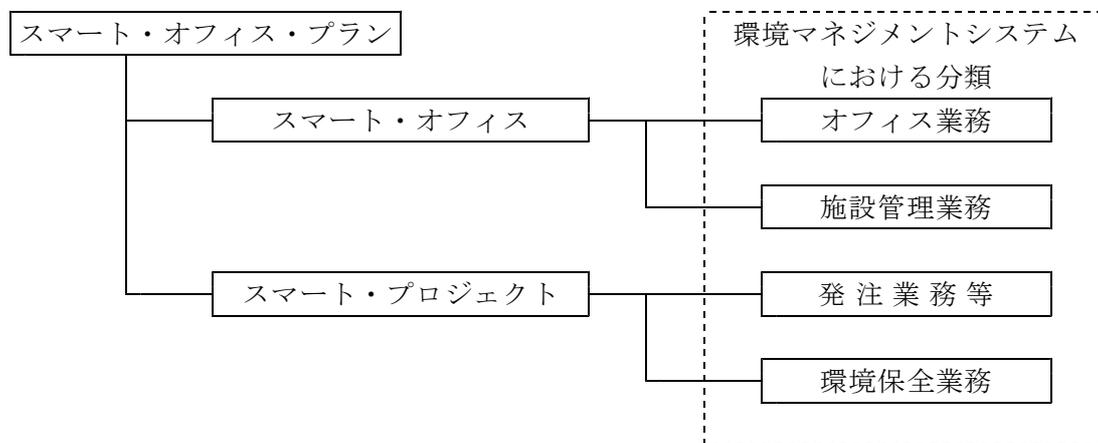
### (3) 計画期間

平成22年度～平成26年度まで5年間（基準年は、平成21年度）

### (4) 概要

- ・ 対象物質  
二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、HFCs(代替フロン的一种)の4物質
- ・ 計画範囲  
市役所本庁および出先機関が行う事務・事業（委託事業等も含む）
- ・ 削減目標  
平成26年度までに5.0%の温室効果ガス削減
- ・ 取り組み体系

取り組みは、各部署における電気や燃料、水、紙等の使用量、廃棄物の削減やグリーン購入等（スマート・オフィス）と市が発注する委託や工事、事業部門やイベントの開催などにおける環境への配慮や緑化の推進等（スマート・プロジェクト）に大別され、さらに環境マネジメントシステムにおける分類



・スマート・オフィス（オフィス業務、施設管理業務）

各部署での電気、燃料、水、紙等の使用量、廃棄物の削減やグリーン購入の推進

例 不要な照明の消灯、OA機器の省エネ使用、冷暖房温度の適切な管理、節水の実施、雨水利用等の推進、環境に配慮した交通手段の利用、エコドライブの推進、紙使用量の削減、廃棄物の減量化・リユースの推進、グリーン購入の推進

・スマート・プロジェクト（発注業務等、環境保全業務）

市が発注する委託や工事、イベントの開催などの環境への配慮や緑化の推進

例 環境に配慮した設計施工、建設廃棄物のリサイクルの促進、緑化の推進  
委託業務等における環境への配慮、印刷物発注時における環境に配慮した用紙の使用要請、イベントの際の使い捨て容器等の抑制、関係外郭団体への協力要請

(5) 推進体制

取り組みがEMSと相互に補完しあうため、EMS推進組織を活用しています。

### 3 グリーン製品購入状況

(1) 背景

地方公共団体は、国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）に基づき、環境に配慮した物品等の調達に努めることが定められています。

掛川市役所では、グリーン購入について率先して取り組むため、掛川市グリーン購入推進指針を定め、環境に配慮した製品の購入に努めています。

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）

第10条 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県、市町村及び地方独立行政法人の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するよう努めるものとする。

2 前項の方針は、都道府県及び市町村にあっては当該都道府県及び市町村の区域の自然的社会的条件に応じて、地方独立行政法人にあっては当該地方独立行政法人の事務及び事業に応じて、当該年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標について定めるものとする。この場合において、特定調達品目に該当する物品等については、調達を推進する環境物品等として定めるよう努めるものとする。

3 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第1項の方針を作成したときは、当該方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。

### 4 掛川市省エネ・節電推進本部

(1) 設立趣旨

東日本大震災（平成23年3月11日発災）に関連し発生した、東京電力福島第一原発の事故に伴い、浜岡原発が地震対策の向上のために稼働停止を余儀なくされたことにより、電力需給がひっ迫することが考えられたことから、市民や企業、市職員等に対し、全庁をあげてより一層省エネ・節電行動に取り組むことを目的として、平成23年5月17日に設立された。

平成23年度は推進母体として「掛川市緊急省エネ・節電推進本部」を設置したが、翌年度以降も引き続き、名称を「掛川市省エネ・節電推進本部」とし設置している。

(2) 構成

本部長：市長      副本部長：副市長、教育長      本部員：理事及び全部課長

(3) 事業内容

- ① 市民、地域、市民団体、企業への省エネ・節電の啓発
- ② 市民、地域、市民団体、企業への新エネルギー施策の推進
- ③ 市公共施設での省エネ・節電の実践
- ④ 市職員の家族への省エネ・節電の啓発、実践
- ⑤ その他掛川市における省エネ・節電を進めるにあたって必要な事業